
会津若松市 建設工事設計変更等ガイドライン



平成29年2月
(令和元年5月一部改正)

目次

	ページ
第1章 設計変更ガイドライン	
1 設計変更ガイドライン策定の背景	・・・ 1
2 設計変更の手続き	・・・ 2
3 設計変更に関する留意事項	・・・ 2
4 設計変更該当しないケース	・・・ 3
5 設計変更該当するケース	・・・ 4
6 設計変更に関わる資料の作成	・・・ 5
7 設計変更フロー	・・・ 7
8 指定・任意の正しい運用	・・・ 9
9 施工条件の明示	・・・ 10
10 設計図書の照査について（土木工事）	・・・ 11
11 設計図書の照査結果における受発注者間のやりとり	・・・ 13
12 照査項目チェックリスト	・・・ 14
第2章 工事一時中止ガイドライン	
1 工事一時中止ガイドラインの運用	・・・ 18
2 発注者の中止指示義務	・・・ 19
3 工事を一時中止すべき場合	・・・ 20
4 中止の指示、通知	・・・ 20
5 変更施工計画書の作成	・・・ 21
6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	・・・ 22
7 増加費用の考え方	・・・ 23
8 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	・・・ 25

第1章 設計変更ガイドライン

1 設計変更ガイドライン策定の背景

◆ 工事請負契約の原則

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項参照）

発注者及び受注者は、会津若松市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、締結した契約を履行しなければならない。（契約約款第1条参照）

◆ 土木工事・建築関係工事のそれぞれの特徴

<土木工事>

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。したがって、事前に個別の現場条件を全て捕捉することは困難であり、当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

<建築関係工事>

建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品ごとに受注生産される物であり、自然や社会といった多種多様な環境条件に対応して生産されるという特殊性を有している。工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

◆ 設計変更ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更に該当するケース・該当しないケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があり、本ガイドラインは円滑な設計変更を行うためのツールとして活用することを目的とする。なお、設計変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

◆ 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の意義は、会津若松市工事監督員執務要綱によるものとする。

2 設計変更の手続き

◆適切な設計変更の必要性

建設工事では、工事の安全と品質を確保し、所定の工期までに事業を完成させ、早期にサービスを提供するために、日常的に発生する現場の条件変更や受注者の責めによらない事項による設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を適切に行うことが重要であり、一体施工の必要性から分離発注が困難な場合又は当初の目的を達成するためにやむを得ず工種を追加する場合においては、変更見込額が請負代金額の30%を超えることのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならず、十分な注意が必要である。

◆確認事項

設計変更は、その必要性が生じた都度行うものとする。監督員は、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認し、監督員は受注者と設計内容及び施工状況等を確認し十分な協議を実施した上、主管課長に報告し設計変更の可否について指示及び決裁を受けるものとする。

◆設計変更の報告

設計変更の内容が、その理由や規模、影響範囲などの重要度に応じて、会津若松市財務規則(以下「財務規則」という。)第3条別表第1の工事請負契約の変更後(減額の場合には、原契約の金額)の専決区分に基づき、報告をするものとする。

◆工事打合せ簿による指示

ア 指示・協議等が必要な場合は、工事打合せ簿(会津若松市工事請負契約規程第14号式)により行うものとする。設計変更の対象としないと決定したことの受注者への指示についても同様の取扱いとする。

イ 設計変更に係る指示を行う場合は、受発注者間で確認のうえ、設計変更の内容及び変更に伴う請負代金の増減の概算金額を工事打合せ簿に記載するものとする。

※その他工事打合せ簿の記載方法については、「福島県土木部設計変更ガイドライン」によるものとする。

3 設計変更に関する留意事項

◆受注者の留意事項

受注者は、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

- ・受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。
- ・受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

※ 発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者は、その協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

◆発注者の留意事項

ア 発注者は、契約約款第18条第2項に基づく調査を行った場合、同条第3項により、その結

- 果を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に受注者に通知する。
- イ 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う（ワンデーレスポンス）。なお、設計変更及び軽微な設計変更が必要になる場合は速やかに行うこと。
 - ウ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
 - エ 当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）
 - オ 議会の議決を経て請負工事契約を締結した工事（以下「議決対象工事」という。）については、請負契約を変更する場合も議決を必要とする。
 - カ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

◆ 設計変更に伴う契約変更手続の運用

設計変更に伴う計約変更手続は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する設計変更（以下「重要な変更」という。）設計変更の都度、遅滞なく契約変更を行う。
 - ア 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - イ 原則、新たな工種が追加されるもの
 - ウ 設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の増減が 20% を超えるもの
- (2) 前号に該当しない設計変更 工期内に契約変更を行う。
- (3) 議決対象工事 発注者は、設計変更の都度、遅滞なく仮変更契約を締結し、請負契約変更に係る議案を直近の議会に提出するものとする。この場合において、設計変更が重要な変更該当する場合は、工事打合せ簿による施工の指示はできないことから、工事の一時中止を行うものとする。

4 設計変更該当しないケース

◆ 下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。

(ただし、契約約款第 26 条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない。)

- ア 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- イ 発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ウ 「承諾」で施工した場合
- エ 工事請負契約約款（第 18 条～第 24 条）・福島県共通仕様書（土木工事編、建築・設備工事）に定められている所定の手続きを経していない場合
- オ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
- カ 総合評価方式による技術提案の内容を変更して施工を実施した場合(条件変更等を伴わない場合)

5 設計変更に関するケース

◆契約約款第 18 条（条件変更等）に該当

□ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第 18 条第 1 項第 2 号）

例)

- ア 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合
- エ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- オ 工事施工上必要な材料仕様について、図面ごとに一致しない場合

□ 設計図書の表示が明確でない場合（第 18 条第 1 項第 3 号）

例)

- ア 図面の記載内容が読み取れない場合
- イ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ウ 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

□ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第 18 条第 1 項第 4 号）

例)

- ア 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ その他新たな制約等が発生した場合
- カ 設計図書に明示された支持地盤と実際の施工による支持地盤が大きく異なる事実が判明した場合
- キ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった場合
- ク 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

□ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第 18 条第 1 項第 5 号）

例)

- ア 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- イ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

◆契約約款第 19 条（設計図書の変更）に該当

□ 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合

◆契約約款第 20 条（工事の中止）に該当

受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

例)

- ア 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
- イ 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

◆契約約款第 21 条（受注者の請求による工期の延長）に該当

受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に完成することができない場合

例)

- ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

◆契約約款第 22 条（発注者の請求による工期の短縮）に該当

発注者が特別な理由により工期の短縮が必要となる場合

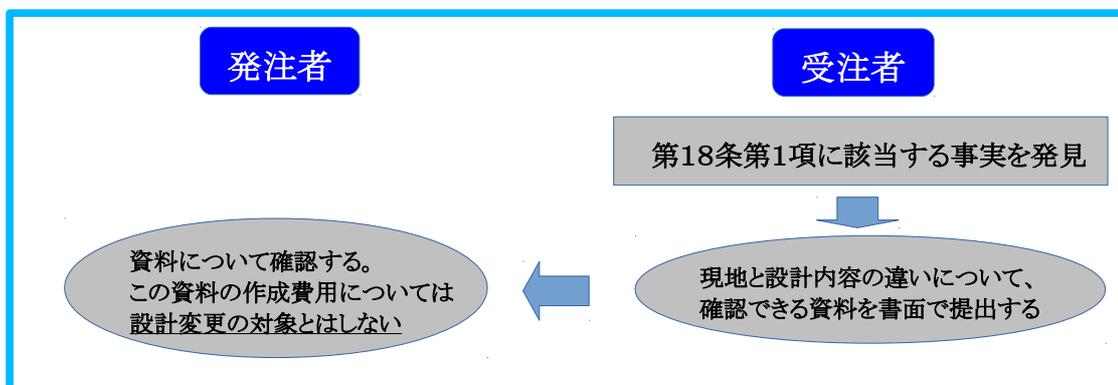
例)

- ア 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- イ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

6 設計変更に関わる資料の作成

◆設計照査に必要な資料作成

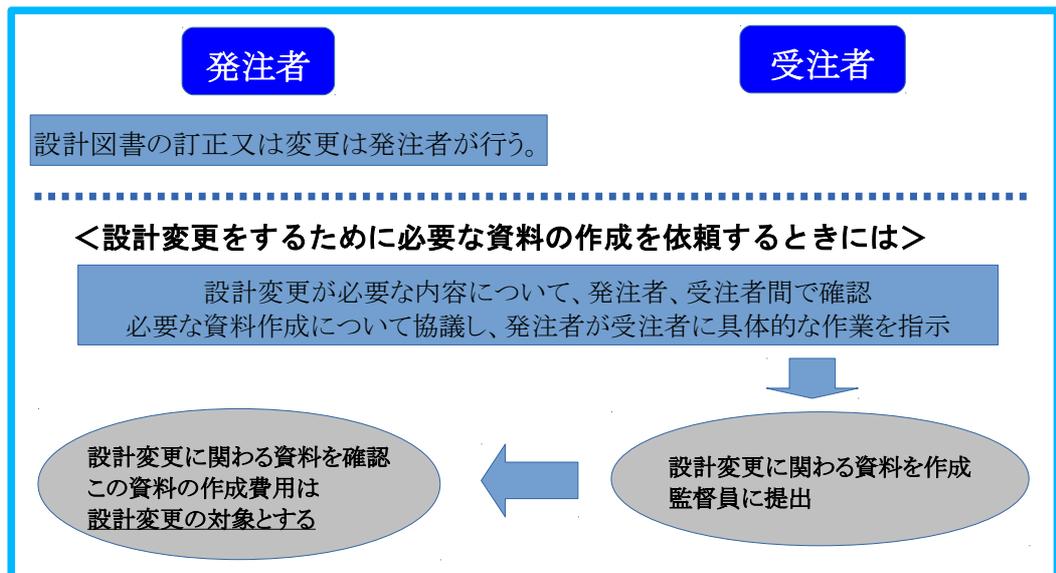
受注者は、当初設計等に対して契約約款第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



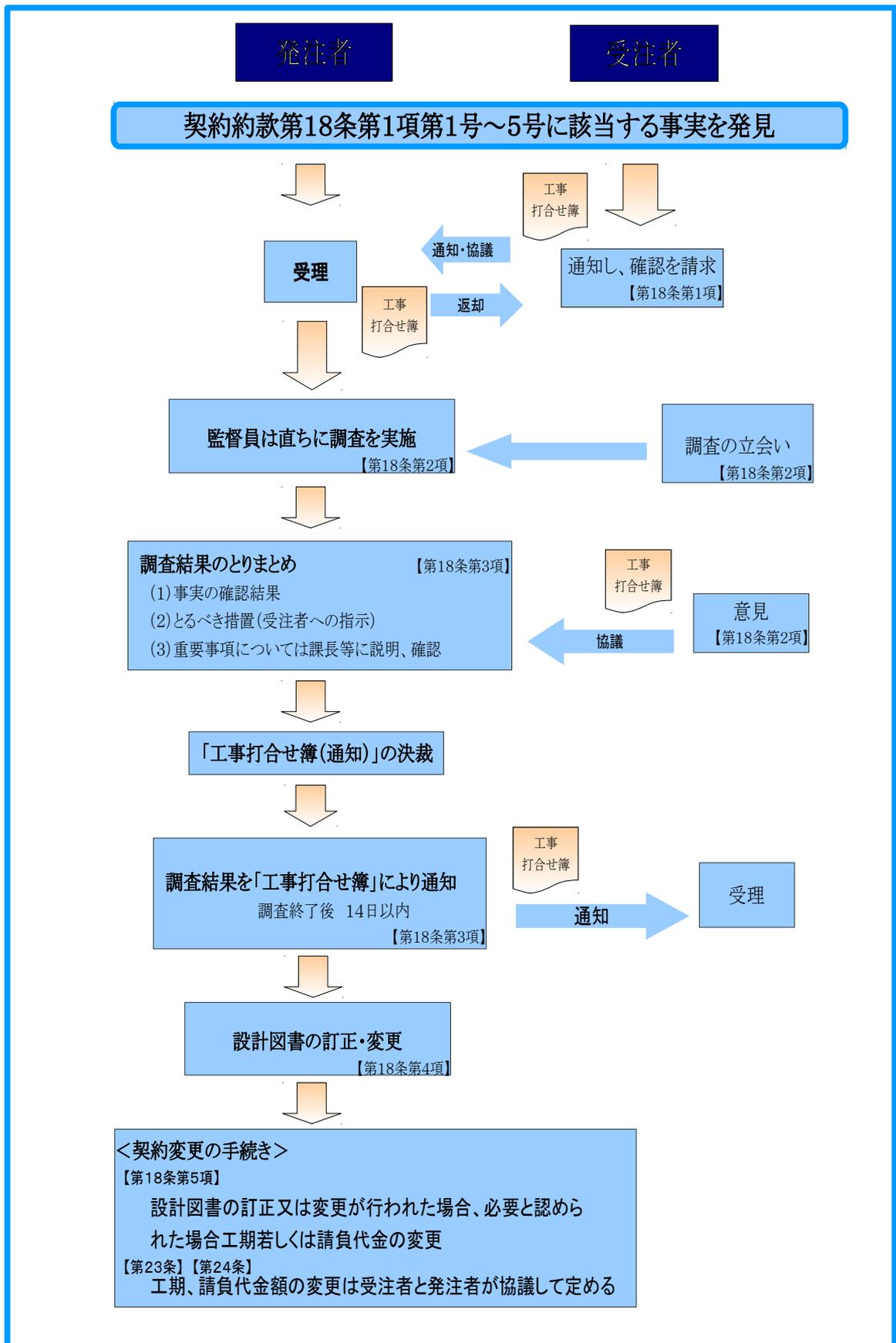
◆設計変更に必要な資料作成

契約約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ・ 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ・ 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ・ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ・ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ・ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準を基本とする。



【一般的な設計変更】

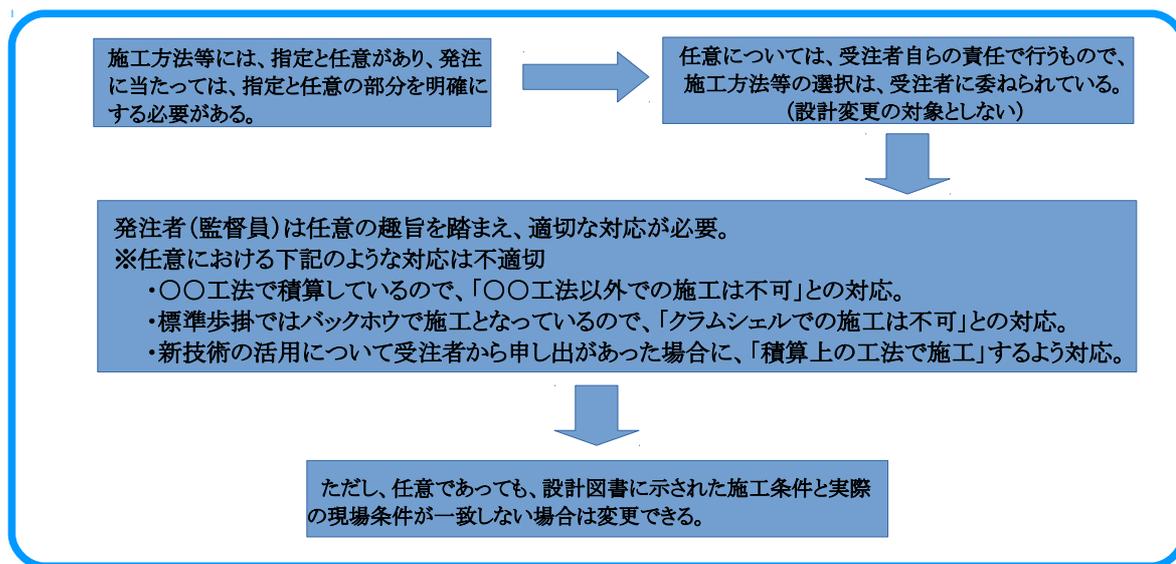


8 指定・任意の正しい運用

◆ 基本事項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）の指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ・ 任意の施工方法等については、その施工方法等の選択は受注者の責任で行う。
- ・ 任意の施工方法等については、その施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。
- ・ 設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。



◆ 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。 (契約条件として位置付け)	施工方法については具体的には指定しない。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある。) ※1
仮設・施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の提出、訂正は必要)
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	原則として設計変更の対象としない
設計図書に示した条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

※1 発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし参考図で示した内容と施工が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

指定の施工方法等とすべき事項

例)

- ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・ 特許工法または特殊工法を採用する場合

- ・ 第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

9 施工条件の明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建築副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容

	3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事事務電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

※出典「施工条件明示について」（平成14年5月30日国営計第24号）

10 設計図書の照査について（土木工事）

◆契約約款及び土木工事標準仕様書において設計照査の実施は受注者の責務

（1）契約約款第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1）図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- （2）設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- （3）設計図書の表示が明確でないこと。
- （4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- （5）設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

（2）土木工事共通仕様書 1-1-1-5 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●土木工事共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

- ①現場地形図・・・・・・・・実測横断面図
設計図との対比図・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図
取合い図・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記
施工図・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料
 - ②発注者は、更なる追加資料について現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする
- ※現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。請負者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

◆設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。設計照査の範囲を超えるものの事例は本ガイドラインを参照

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ①設計照査に係る費用
- ②設計照査の結果を監督職員に説明するために資料作成
(現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等)
- ③監督職員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成

【発注者が実施する部分】

- ①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等
- ※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。

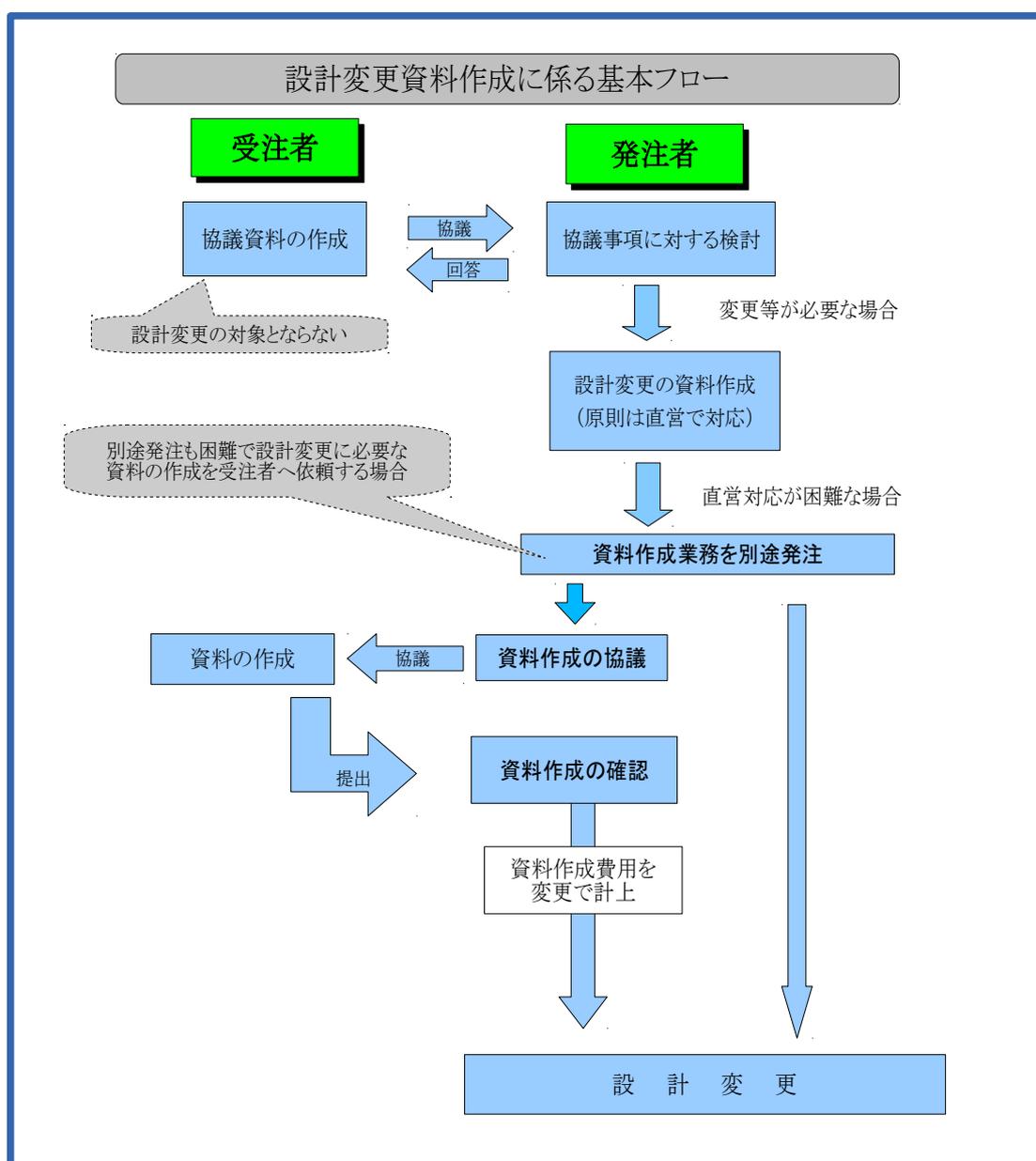
◆「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

設計変更が可能なケース

- ア 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの
- イ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ウ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの
- エ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- オ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- カ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う）
- キ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの

- ク 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
 - ケ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成
 - コ 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
 - サ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
 - シ 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「14-4-3 路面切削工」「14-4-5 切削オーバーレイ工」「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。
- （注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

11 設計図書の照査結果における受発注者間のやりとり



12 照査項目チェックリスト

受注者は、施工前及び施工途中において「設計図書の照査」を実施するが、「10 設計図書の照査について」に基づき照査を行うこととし、照査項目チェックリストにより確認した照査結果については、打合せ簿に添付して監督員に報告する等に活用する。

(1) 照査項目チェックリストの作成手順

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。なお、施工前には確認できないが、将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について、「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。
- ③ 照査を完了した項目について、契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、照査状況及び結果を報告する。
- ⑤ その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

(2) 照査項目チェックリスト作成に当たっての留意事項

- ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。
- ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体の確認項目を明確にしておく。
- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。ただし、工事によって照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除することは行わないこと。

提出年月日: _____

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	条件明示事項に不足がないかの確認						
		1-2	条件明示事項と現場条件に相違がないかの確認						
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起さない事を検討し確認したか						
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか						
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか						
		2-4	地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認						
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）						
		2-6	測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認						
		2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認						
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認						
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認						
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認						
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか						
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認						

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか						
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか						
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか						
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか						
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか						
		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか						
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか						
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか						
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか						
3	現地踏査	3-10	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか						
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか						
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか						
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか						
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか、施工前に確認したか						
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認						
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか						
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか						
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか						
3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか								

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考		
			有	無	済	日付	有	無			
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか								
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか								
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）								
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）								
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認								
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認								
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）								
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認								
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断面図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い、等								
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他								
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認								
		4-12	地質調査報告書と設計図書（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認								
4	設計図	4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認								
		4-14	構造物の施工性に問題はないか、設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象								
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認								
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認								
		5-3	横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認								
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認								
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工のみ対象								
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工のみ対象								

第2章 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

(1) 工事の現状及び課題

一部の工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

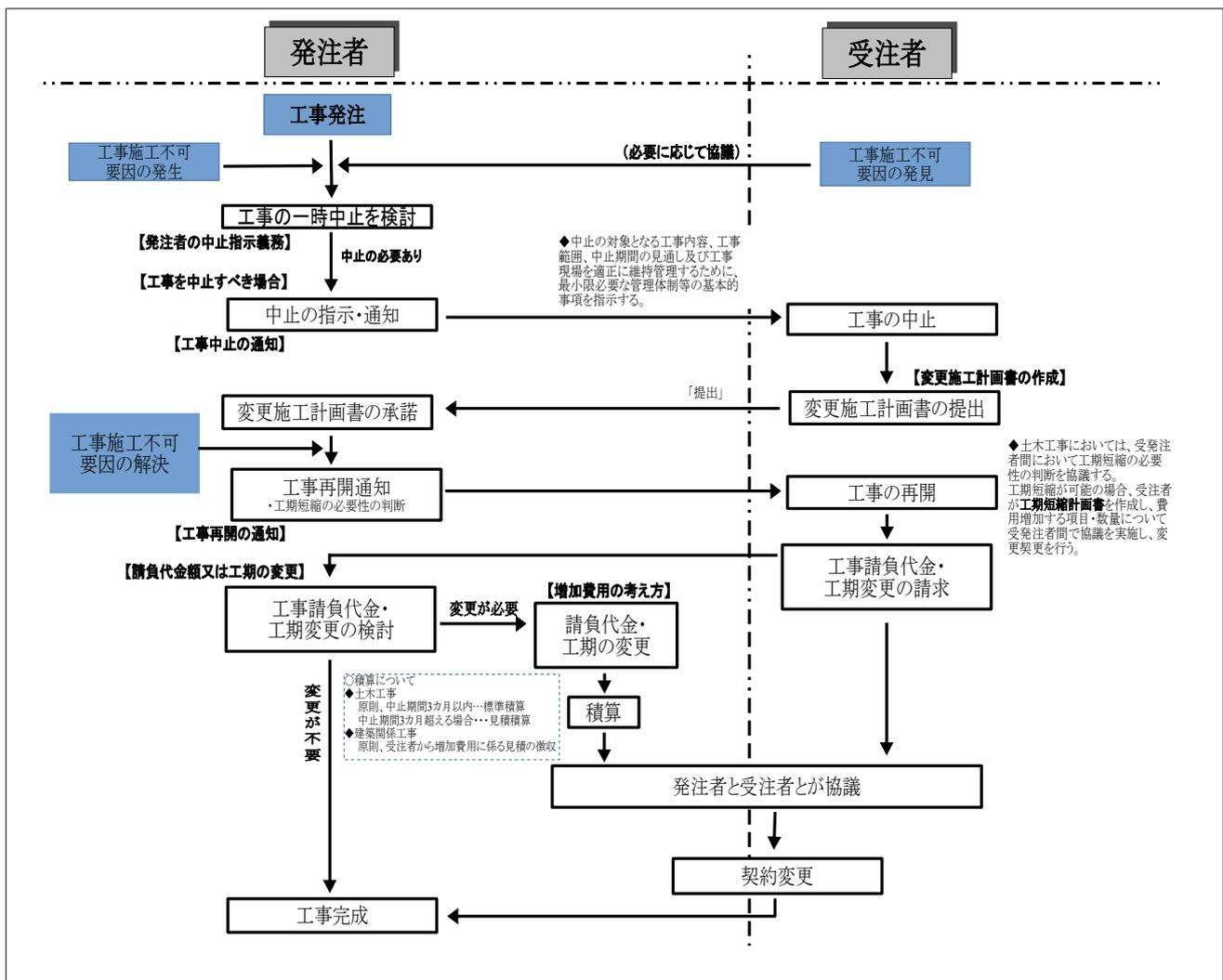
(2) 工事一時中止ガイドラインの策定

発注者は、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事を施工できないと認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

(契約約款第20条第1項)

主に、発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。

(3) 工事一時中止にあたっての基本フロー

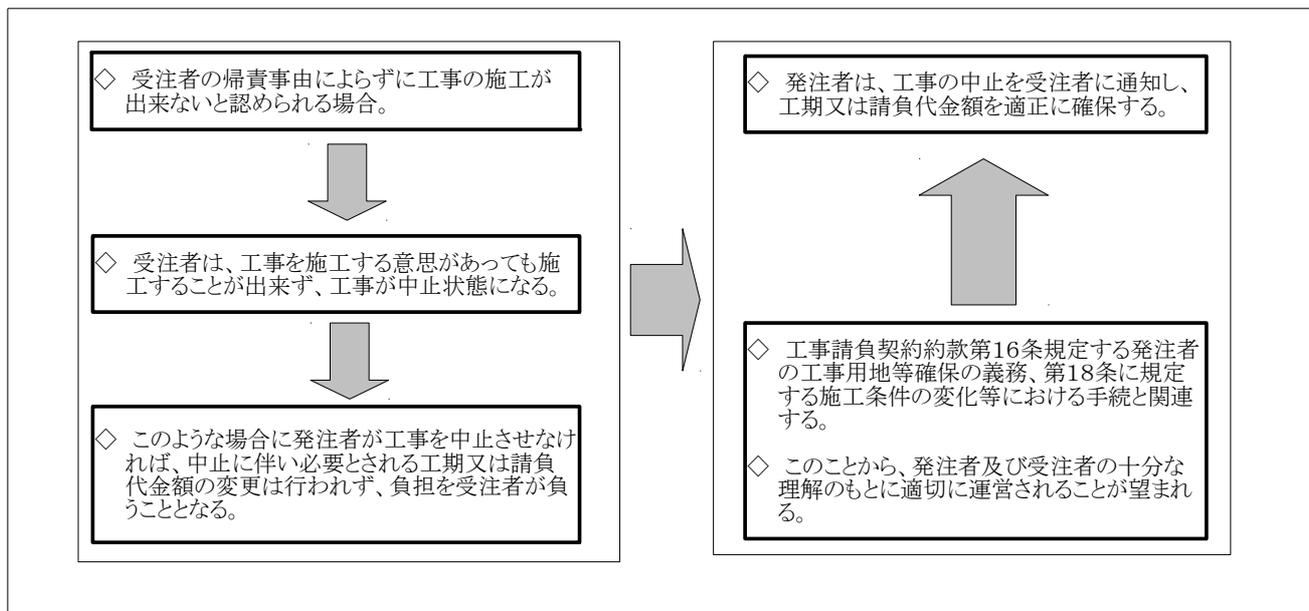


2 発注者の中止指示義務

◆ 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

◇ 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【契約約款第20条第1項】



注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約約款(受注者の解除権)第45条1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

3 工事を一時中止すべき場合

受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合として次の事項が該当する。（契約約款第20条第1項）

■ 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できないと認められるとき

例)

- ア 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが不可能な場合等
- イ 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- ウ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- エ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者が倒産等により施工継続できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- オ 工事着手前に発注者が行うべき法手続き等（計画通知等（確認申請））により、相当な期間を要し、現場の着手ができない場合

■ 自然又は人為的な事象のため、工事を施工できないと認められるとき

例)

- ア 地中障害物、埋設物等の調査及び処理を行う場合
- イ 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- ウ 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- エ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

上記以外に加え、発注者が必要と認めるときは、工事を中止することができる。（契約約款第20条第2項）なお、工事の一時中止期間は、主任技術者及び監理技術者の専任を要しない期間とする。

4 中止の指示、通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間等の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

（1）発注者の中止権

- ア 発注者は「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。この場合において「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断となる。
- イ 発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。

（2）受注者による中止事案の確認請求

受注者は、自らの責に帰すことのできない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

(3) 工事の中止期間

- ア 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の中止時点では、中止期間が確定的ではない場合が多い。
- イ このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか、計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ウ 発注者は、一次中止している工事について施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- エ このことから中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

5 変更施工計画書の作成

(1) 変更施工計画書の作成指示

工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっているため、発注者は、工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

- ア 受注者は、工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。
(「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから通常期待される注意義務のこと」をいう。)
- イ 受注者は、変更施工計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ウ 受注者は、実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理が必要であることから、変更施工計画書の提出を行い、発注者の承諾を得るものとする。

(2) 変更施工計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来型、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

(3) 仕様書の明記内容

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容について共通仕様書に明記されている。

土木工事共通仕様書 1-1-17 工事の一時中止

受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

建築・設備工事共通仕様書 1.1.6 工事の一時中止に係る事項

第1編 総則 第1章 一般共通事項 第1節 一般事項 1.1.6 工事の一時中止に係る事項

2 工事の一時中止に係る計画の作成は、次のとおりとする。

- (1) (一部省略) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「変更施工計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、変更施工計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の縮小と再会に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

発注者は、工事の施工を中止させた場合において「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

(契約約款第20条第3項)

この場合の「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等、例外的な場合を場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

○ 請負代金額の変更

一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

○ 工期の変更

- ・ 工期の変更期間は、原則工事を中止した期間とする。
- ・ 地震、災害等の場合は、後片付けや復興に長期を要する場合もあることから、これらに要する期間を含めて工期延長することも可能とする。

○ 増加費用の負担

- ・ 増加費用 暴風雨など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- ・ 損害の負担 発注者の過失や事情変更により生じたもの

7 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

ア 増加費用の範囲

増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む。）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店において必要な費用とする。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

(ウ) 工事の再開準備に要する費用

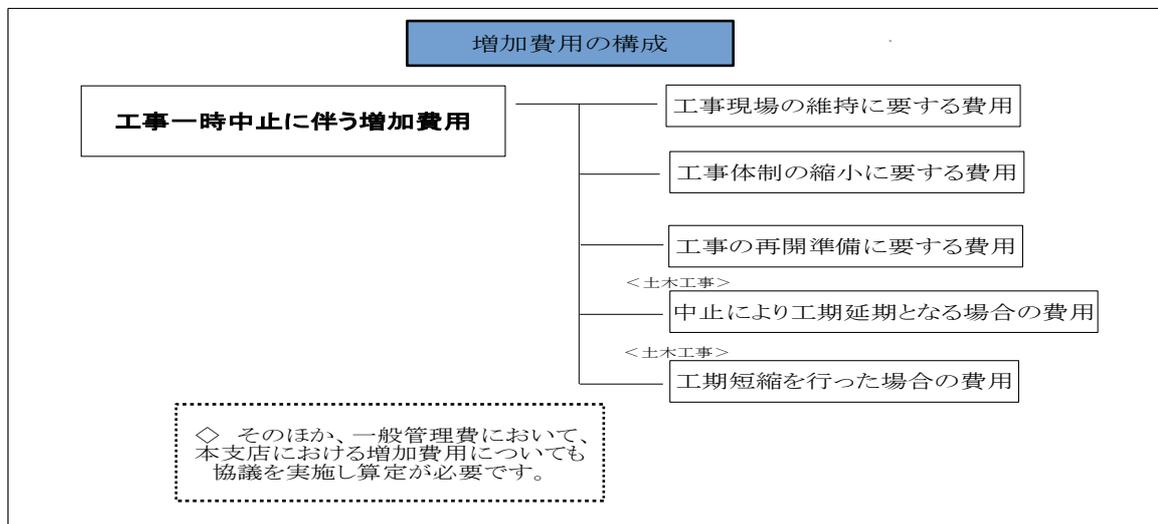
工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※ 中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用についても増加費用として適用される場合があるため、適正な指示が必要となります。

イ 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が変更施工計画書にしたがって実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性、数量など発注者と受注者が協議して行う。

増加費用の各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。



ウ 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者が協議して行い算定する。

なお、見積を求める場合、中止期間全体に係る見積（例えば中止期間4ヶ月の場合4ヶ月分の見積）とする。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打ち合わせ時に、現場事務所の設置時期等を確認し、十分な調整を行うこと。

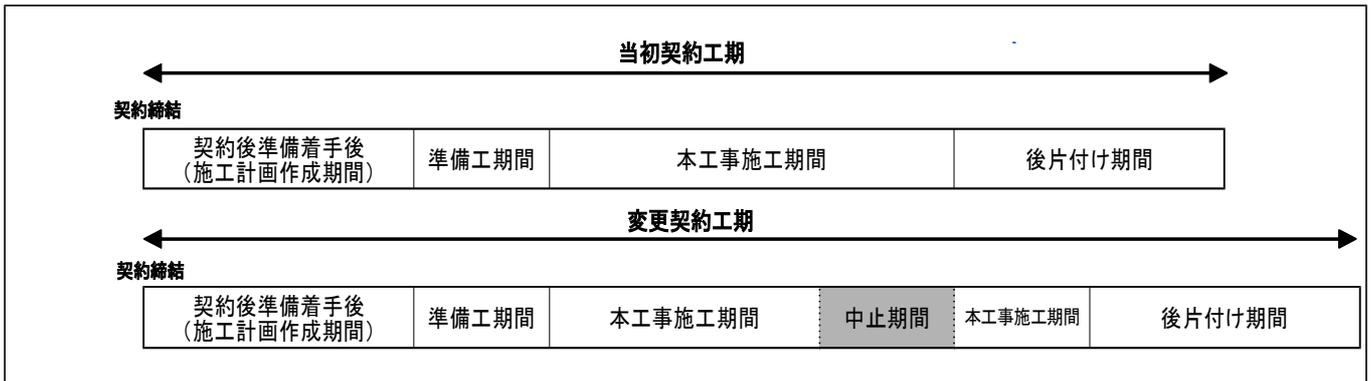
(2) 契約後準備着手前に中止した場合

ア 適用

発注者は、契約後準備着手前（契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備に着手するまでの期間をいう。）に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

イ 増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。



(3) 準備期間に中止した場合

ア 適用

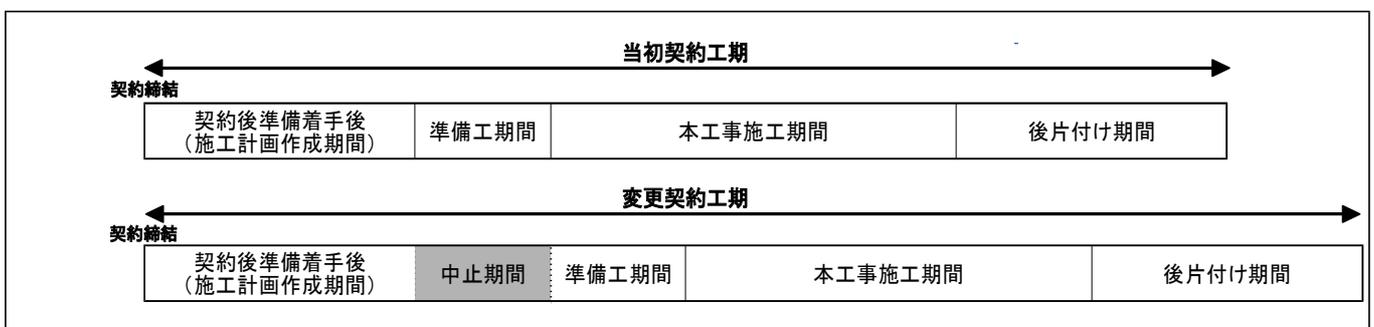
発注者は、準備期間（契約締結後において、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の期間をいう。）中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

イ 増加費用

(ア) 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

(イ) 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者又は主任技術者、現場代理人等に係る現場従業員手当等）が想定される。

(ウ) 増加費用の算定は、受注者が施工計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性、数量等、発注者と受注者が協議して決定する（積算は、受注者から見積の提出を受けて行う。）。



8 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

増し分費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として別計上する。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する。当該費用の積算は工事再開後、速やかに発注者と受注者が協議して行うものとする。